住宅改修・福祉用具プランの流れについて

プランの流れ

ケアマネージャーとお客さまときめ細かいご相談をしながら、プランニングから施工までトータルに対応。
お客さまの身体状況や生活環境にあわせて、安心して暮らせる住まいづくりをお手伝いいたします。


ケアプラン作成
改修依頼

▶


家屋調査・相談

▶


住宅改修、
福祉用具プラン検討

▶


プラン確認
再検討

▶


プラン決定
(費用確認・契約)(事前申請)

▶


工事着工(納品)

▶


工事完了
確認

▶


各種書類作成
お支払い

介護保険制度「特定福祉用具購入費、住宅改修費」の支給について

福祉用具購入

対象者

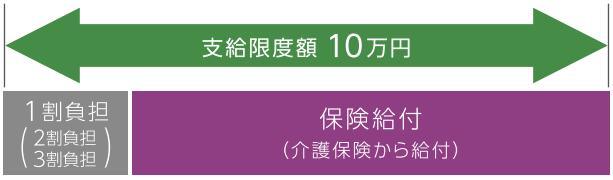
要介護認定によって
要支援(1～2)、要介護(1～5)と認定された方。

40～64歳までの方については16種類の特定疾病が原因で
要介護状態となった場合が認定の対象となります。

支給限度額

同一年度で上限10万円まで

この場合、1割負担の方は9万円、
2割負担の方は8万円など負担割合に応じて
介護保険から給付されます。



住宅改修

対象者

要介護認定によって
要支援(1～2)、要介護(1～5)と認定された方。

40～64歳までの方については16種類の特定疾病が原因で
要介護状態となった場合が認定の対象となります。

支給限度額

改修に要した費用として上限20万円まで

例えば改修に要した費用が20万円の場合、そのうち9割(18万円)または、一定以上の所得者は8割(16万円)、2018年8月より特に所得の高い方は7割(14万円)が保険で支給され、負担割合(1割:2万円・2割:4万円・3割:6万円)に応じて介護保険から給付されます。

住宅改修費の支給は複数回に分けて利用することも可能です。

上限は20万円となっていますが、複数回に分けて利用することも可能です。
例えば10万円の改修を行った場合、この10万円を次回に繰り越して別改修の際に利用可能です。
つまり上限金額である20万円までであれば、複数回にわたって利用することができます。
また、支給額は1人あたりに対しての金額となりますので、夫婦2人が対象の場合、2人分で合計
40万円までが対象となります。

お見積は無料にて承ります。お気軽にご相談ください。